

感染者が確認された際の対応

対応の流れ

① 感染者の発生
(保健所への連絡)

② 職員、寮生への
周知
感染予防策の徹底

③ 濃厚接触者の調査
及び 自室待機

④ 施設等の消毒

⑤ 業務再開

保健所の指導／保健所の調査

感染者発生の把握、周知

- 対応方法について、南会津保健所の指導を受ける。
- 寮内で感染者が確認されたことを寮職員、寮生全員に周知するとともに、感染予防策等を改めて寮職員、寮生に周知徹底する。
感染状況、対応方法は、町教委、高校へも情報共有する。

濃厚接触者への対応

- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者と見込まれる寮生を速やかに看護室、或いは個室に待機させる。
(濃厚接触者は、保健所の指示に従ってPCR検査の実施や、感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要がある。)
- 濃厚接触者と特定された寮生に、発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む）があった場合は保健所に連絡し、保健所から受けた指示内容を速やかに教育委員会に報告する。(教委→高校へ連絡)

施設等の消毒

- 保健所と相談のうえ、感染者が生活している区域等を消毒する。
- 消毒は保健所の指示に従って実施する。感染者が生活している区域のうち、手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、机等）を中心に、エタノール消毒液もしくは次亜塩素酸ナトリウム消毒液で拭き取り等を行う。

業務の再開

- 消毒後の施設設備等の使用について、留意事項を保健所に相談しながら準備する。

「濃厚接触者」とは

- 「濃厚接触者」とは「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指します。
- 患者と同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
 - 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
 - 患者の唾液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - その他：手で触れることが出来る距離（概ね1m）で、必要な感染予防策なしに、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※新型コロナウィルスの陽性となった方やその関係者、医療従事者などへの差別や偏見は、絶対になさらないようお願いいたします。